

第 1048 回教育委員会 会議録

平成 29 年 11 月 27 日

13:00~14:10

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1048 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と山川委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「平成29年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について」、福利課長より報告願います。

<福 利 課 長>

報告 1-1 を御覧ください。ストレスチェック制度についてですが、まず「1 実施目的」は、職員自身のストレスへの気づきを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる、職員のメンタルヘルスの不調の未然防止を図るというものです。「2 実施期間」ですが、今年度は9月11日から25日の2週間で、昨年は11月でしたので、若干早い時期となっています。「3 実施対象者数」ですが、3,888人で、県教育委員会に勤務する一般職の常勤職員等となっています。「4 実施者数」ですが、2,662人で実施率は68.5%となっています。昨年度は67.0%でしたので、1.5ポイント上がっております。「5 高ストレス者数」ですが、255人で高ストレス者率は9.6%、昨年度は8.3%でしたので、若干上がっております。「6 県教育委員会全体の集計分析結果」について、次のページを御覧ください。

真ん中の図を御覧ください。「仕事のストレス判定図」ですが、左側の図は仕事のコントロール、仕事の量的負担でのストレス度合です。右側は同僚の支援、上司の支援から見たストレス度合です。色の濃い側がストレスが高い、薄い方がストレスが低いという分布になっています。左側の図ですと、教育機関が若干ストレスが低いと見ることができます。右側の図ですと、本庁・教育事務所及び教育センター、教育機関についてはストレスの度合いが低いということが見て取れます。下の表の右側になりますが、健康リスクについて全国平均を100とした場合、量

-コントロール判定においては 102 ということで若干高くなっています。職場の支援判定については 89 ということでストレスが低い結果となっています。総合健康リスクは 91 ということで全国平均よりも若干低くなっている状況です。前のページにお戻りください。

「7 ストレスチェック実施後の対応」について、まず「(1) 高ストレスと判定された者に対する医師による面接指導の実施」ですが、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、職員が申し出た場合に産業医等による面接指導を実施する。面接指導の結果、医師が就業上の措置が必要と判断した場合は、所属長は必要に応じ人事労務担当者と協議を行い、就業上の措置を講じる。としております。また、※に書いておりますが、医師の面接指導以外にも、福利課に在籍している保健師による相談も行っております。「(2) 集計・分析結果の所属長等への情報提供」ですが、実施者 10 人以上の所属に係る集計・分析結果並びに所属の実施率及び高ストレス者率等を所属長等に情報提供しております。所属長等はこういった結果を衛生委員会等に報告しまして、職場環境の改善につなげるということをお願いしております。

以上が県教委のストレスチェックですが、市町村につきましては、実施義務者は各市町村教育委員会で、今年度の実施（予定）市町村数は 27 市町村となっています。なお、全市町村教育委員会に対しまして文書による実施依頼を行うとともに、平成 29 年 1 月現在で実施予定のない市町村教育委員会を訪問して実施について助言・要請を行っているといった状況です。以上です。

<廣瀬教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山川委員> 実施率が 68.5%ということは約 3 分の 2 ということになると思いますが、これは 100%を目標としているけれども、いろんな事情で、実施していない人が 3 分の 1 いるということなんでしょうか。

<福利課長> 基本的にはなるべく多くの人に実施してもらいたいと思っておりますので、100%になるのが望ましいと思っております。ただ、職員がストレスチェックを受けることについては義務にはなっていて、逆に受検を強制するようなことが禁止されているのと、受検しない人が不利益にならないように配慮するというような制度になっています。そのため、管理職の方から受検についてあまり強く言えないということや、ストレスチェックをして何か効果があるのか疑問を持たれている方も中にはいるのではないかと、ということが要因になっているのではないかと考えております。

<山川委員> 健康だから受けていないのか、受けると問題があるということが分かってしまうのが嫌だということなのかもしれないですし、受けていない人の中に高ストレス者がたくさんいるということにならないようにすることが必要ではないか、ということをお印象として思いました。

- <森岡委員> 基本的には産業医との面談も職員が申し出るということになっているんですが、高ストレスと判定されて申し出ない人への対応はどうされているのでしょうか。あと、この制度に係る費用と人員の補充はどうされているのでしょうか。
- <福利課長> 高ストレスと判定された方に対する働きかけですが、福利課保健師のところに全ての高ストレス者の情報が集まりますので、保健師から高ストレスと判定された方に、面談を申し出てはどうですかということをお勧めしています。費用については、この制度は昨年度から始まったものですが、昨年度はストレスチェックのシステムを整備するのに費用がかかっていますが、今年度につきましては、郵送費等のみですので、多額の費用はかかっておりません。人員については、この制度の実施だけが要因ではありませんが、職員1名と保健師1名を増員しております。
- <武田委員> 昨年も今年も実施しない人は同じ人なんですか。
- <福利課長> 個人の情報については、同意をしなければ所属長に行かないことになっています。高ストレスだったからと言って、所属長から何か言われるということにはならない配慮はされているので、なるべく受検するように周知を図っていますが、どういった方が受検していないかというのは把握しておりません。
- <武田委員> 管理職の方の意識は高いんですか。
- <福利課長> メンタルヘルスに対する管理職の意識も大事だということで、教育センターで行っている、校長、教頭を対象とした研修の中で専門家に来ていただいて、メンタルヘルスの重要性とかラインケアといった内容の研修を受けてもらっています。
- <武田委員> 弊社でもやっていますが、全員が当然のようにやっていて、やらないという意識が無いという感覚です。
- <森岡委員> 実施後のフォローについて、保健師とか産業医にお願いするのも1つの方法なんですが、その人が実際に働いている環境が第三者は分からないわけですね。ですので、本来であれば組織の中でフォローできればいいんでしょうけど、時間と労力が膨大にとられる。一斉アンケート方式でやって、本音というか気持ちの弱い部分を引き出していくことは難しいものだと思います。
- <福利課長> 実際に実施して、産業医から学校に情報が入って、管理職と職員の間でのコミュニケーションがこれをきっかけに取れるようになった例もあると聞いています。

<廣瀬教育長>

他県の例も参考にして、今後考えてみてください。

<廣瀬教育長>

ほかになれば、次に、(2)「新聞を活用した教育活動にかかる市町村への支援事業の実施状況等について」、総務課長より報告願います。

<総務課長>

報告2-1を御覧ください。「新聞を活用した教育活動にかかる市町村への支援事業」ということで、各市町村における実施状況並びに現時点における中間的評価について御報告いたします。

今年度、この事業を実施しておりますのは、「1」及び「2」にありますとおり、32市町村、小学校では、117校、309学級、中学校では、68校、526学級でございます。

実施状況等の把握につきましては「3」にありますとおり、先月末までに「平成29年度新聞を活用した教育活動への支援事業補助金交付要綱」に基づく状況報告書を各市町村から御提出いただきましたほか、実施校に対する視察や、ヒアリングなども行いながら把握したものでございます。

その具体的な内容は、別紙1を御覧ください。

別紙1には、各校における実施内容と、成果として学校から児童生徒の変容について定性的に評価いただいた内容と、学校において取り組んでみての課題の主なもの、及びこれらを踏まえた県教育委員会としての評価をまとめております。上半分に小学校、下半分に中学校の内容を記載しております。

小学校における実施内容ですが、「1 授業における活用」については、「総合的な学習の時間に、地域の自慢になる記事を探し、関係者へ聞き取りを行ったり、講師に招いての授業を通じて、地域のよさや課題に関する理解を深めている」という取組み、「2 学校におけるその他の取組み」については、「朝の会等で興味を持った記事の紹介や感想発表を行う」という取組み、また、「3 家庭学習における活用」として「宿題として、記事を読んだ感想文やスピーチの原稿を記述する」など、各学校において多様な取組みが進められております。

次に、中学校の実施内容でございます。

「1 授業における活用」では、「社会の授業で、国際情勢や政治・裁判、地域の遺跡や産業等を理解するための資料として活用する」、「国語の授業で、記事の要約や記事を読み取り意見文を書く」という取組み、「2 学校におけるその他の取組み」としては、「自分達が住む地域の記事や部活動の大会等の記事を廊下に掲示する」や「1分間スピーチ」などの例が見られました。「3 家庭学習における活用」では、「教師が指定したコラムを読んで、要約文・感想文を記述し、親からコメントをもらう」といった取組みも行われております。

次に、成果でございますが、小学校においては、「地域に対する関心」や「読解力・表現力等の向上」に関するものが多くあげられております。

具体的には、「1 授業における活用」の「地域の自慢となる人や地

域に対する関心、地域課題への認識が深まっている」や「『自分達も～してみたい』という主体的な意欲・問題意識が向上している」また、「文章の要約力・読解力や表現力が向上している」ということをございます。また、「2 学校におけるその他の取組み」の「繰り返し発表の機会を持つことで、堂々と話せるようになるなどスピーチ力の向上が見られる」との報告もございました。

中学校においては、小学校同様「地域に対する関心」があげられております。

具体的には、「1 授業における活用」の「時事問題や国際情勢、地域への関心が高まっている」、また、「2 学校におけるその他の取組み」の「地域の出来事に関心を持つ生徒が増え、郷土への愛着や誇りが高まりつつある」、また、「自分達の活動が記事になり、自己肯定感が高まっている」など郷土への愛着や誇り、社会への関心など意識の広がりが見られております。

一方、課題としましては、小・中学校それぞれにおいて「郷土愛の醸成や読解力・表現力等の向上のためには、活動を一定期間、継続することが必要である」ことがあげられております。

さらに、小学校では、「難しい漢字や言葉遣いがあり一般紙を読み取ることは難しい面があることから、授業で使用する問題文としてのレベルの吟味が必要」という点が挙げられております。

中学校では「授業の進度や内容に即した新聞記事を活用できるよう、常に記事を整理・分類してストックしておくことが必要」であることなどが指摘されています。

以上の内容から、県教育委員会としましては、新聞を活用した教育活動によって、「郷土や国内外の情勢についての関心や理解が少しずつ高まってきている」、「主体的な学びの姿勢」などに一定の成果が見られているものと評価しております。それと同時に、黒い四角で記載していますが、「新聞を活用した教育活動をより効果的に推進するためには、配置する場所や方法、活用する教科や教員のかかわり方等を検討する必要がある」ことや「児童生徒の発達段階や興味、授業の進度等に応じた記事の選択・整理・分類等に教員の労力や時間等を要することから、これらを軽減する視点を踏まえたノウハウの蓄積が必要である」ことを認識したということをございます。

1枚目にお戻りください。

これらの実施状況等を踏まえまして、今後の考え方ですが、「5」にございますとおり、「各学校での創意工夫ある活用により、郷土愛や社会への関心が少しずつ高まってきている。また、「日常的に新聞を読む」ことが定着しつつあり、それによって学習習慣や学力への望ましい影響が見られてきている」と考えており、「このような成果をより確かなものとしていくためには、課題とされている事項への対応や効果的な活用方法の研究や検証、及び優良事例の周知・普及等の取組みを更に進めていくことが必要である」と考えているということをございます。

以上をございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<森岡委員>

この支援事業の継続についてですが、学校現場では探究型学習の中で、新聞のフレッシュな話題を取り上げて活動がなされているように私は感じています。この支援事業を今後も予算化して継続していくかどうかという点ですが、今回一定の成果が得られたということを実績として、今後は探究型学習の中に入れて込んで学習を継続してもらおうということで、この事業は単年度予算でよろしいのではないかと私個人は思っています。

<総務課長>

各学校現場の声を聞きますと、継続してほしいという声が強く、こちらとしては市町村の要望に応えたいというのが、基本スタンスと考えているところです。

探究型学習となれば、図書館で調べたりインターネットで調べたりというのが中心になってくるかと思うんですが、なかなかまだ本格的にそこまで到達していない状況でございますので、今しばらく継続させていただければと思っております。

<森岡委員>

私の個人的見解は、子ども達が各家庭で自分で新聞を読んで、学校の授業で先生に対して自分の関心事項として展開し、それを先生が題材として取り上げ、授業を行うというよりも、子ども達が関心を持つようなテーマを先生が取り上げて、というような授業の流れが圧倒的だと思いますし、それしか多分出来ないだろうと思いますので、あった方が無いよりはいいかもしれませんが、教育行政に対する予算が厳しい中、何を優先するのかを考えた場合、もう少し優先すべき配分先があるのではないか、というのが私の意見です。優先順位の問題です。役には立っていると思います。

<武田委員>

継続したいという現場の先生方の声が、一番反映されるのかなと思うんですが、逆の意見はあるんですか。

<総務課長>

教員の負担は確かにあると思います。例えば、我々が視察に行ったときには、朝鮮半島の情勢について勉強するという事で、北朝鮮のロケットの記事からスタートしていた訳ですが、授業の進度に応じて、適切な記事を持ってくるとなると、あらかじめ切り抜いて保存しておき授業で使う、となりますので、先生方にとってみれば、「教える」という本来業務ではあるとは思いますが、切り抜いたり、記事を精読したりといった業務が今までよりは増えているということだろうと思います。ですので、先生方の負担は多少増えているのかなと思います。

ただ、子ども達に対する教員の評価を見ますと、読解力が付いているですとか、自分たちが新聞に取り上げられたことで、自尊感情なり、地域への関心が高まっている等、非常に効果が大きいのかなと思っております。

ますので、教員への負担軽減の措置も講じつつ、継続するという方法がよろしいかなと考えているところです。

<廣瀬教育長> 児童生徒に関心を持たせつつ、いい題材を先生が選んでという、この辺のバランスですね、先生方の関与と児童生徒の主体性。この辺がまだこれからということなので、もう少し継続した方がいいのかと思います。

<片桐委員> 新聞を取らない家庭はこれからもっと増えていく、というのが実感として思います。

<涌井委員> ある中学校で、1週間に1度、自分が興味を持った新聞記事を読んで、レポートを提出するという宿題が出るというのを聞いたことがあって、でも中には経済的な事情で新聞を取っていない、そういう家庭もあるそうなんです。

新聞を活用するのはいいと思うんですが、どういう課題を出すのか、みんなの家庭環境に配慮して宿題を出しているとは思えなくて。学校に置いているのを共有して活用するのはいいんでしょうけど、そういう宿題の出し方をしている学校も一部あるようです。その辺の指標をもう少しはっきりさせないと、新聞を活用した教育活動が全然別の側面でマイナスになってしまう気がします。

<廣瀬教育長> マイナス面も、もう少し丁寧に拾ってみてはどうでしょうか。教員の負担だけではなくて。困っている御家庭もあるということですから。

<総務課長> この事業の目的の一つというの大げさですが、御家庭で経済上の理由で新聞を取れないという方が段々増えてきていて、そういう中、新聞を読む子どもの方が成績が良いという相関関係があるということで、経済格差が、教育格差に繋がらないようにと、多少緩和する意味合いもあって、教室の中に新聞があれば、関心がある記事は探せるのかなと思いますので、そういう意味でも、この事業はそれなりの役割があるのではないかと考えているところでございます。

<廣瀬教育長> いずれにせよ、メリット、デメリットの検証をもっとしながら、御意見を伺いながら進めることにしましょう。

<廣瀬教育長> ほかになければ、次に、(3)「登録有形文化財(建造物)の登録について」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> 11月17日に開催されました国の文化審議会におきまして、「登録有形文化財(建造物)の登録」について、文部科学大臣に答申がありました。今回5件でございます。

報告3-2に一覧表が添付されています。写真が3-4から3-8に

ありますので、御覧になっていただければと思います。

まず佐藤繊維旧紡績工場東棟と西棟です。大谷石を用いた石造倉庫で、東棟は現在レストランとショップとして活用されています。ポイントとしましては大規模でデザイン性があり、石造倉庫建築の好例であるということで、評価されています。

錦屋店舗兼主屋と内蔵の写真が3-6と3-7にあります。場所は川西町で、店舗兼主屋は現役の菓子店舗でございます。江戸後期の建築で、茅葺屋根の外観に、側面は町家の特徴を示し、それに並んで内蔵があるということで、町家の特徴と茅葺屋根の農村の特徴を併せ持っているという歴史的な景観が評価されたものです。建築された年代は、3-6の小屋裏の写真で、梁が曲がっているようなところが見えますが、この特徴によって、明治ではなく江戸後期だろうとなったということです。

3-8が渡邊六郎兵衛家住宅長屋門で、飯豊町の明治時代の建築です。渡邊六郎兵衛家は大地主を務めた旧家で、長屋門の奥には母屋があり、本家の六郎兵衛家を取り囲んで、周りが全て分家で集落を作っています。母屋の前にある長屋門は、簾状の欄間、格子型の天井、煉瓦貼の外観等、格式が高いところが見られ、農村部の大地主の姿として歴史的な景観として評価されたものでございます。

以上の5件について、登録されますと、本県の登録件数は180件になります。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事にはいります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号は議会提案前の案件であることから、秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第1号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長>

これで、第1048回教育委員会を閉会いたします。